

令和3年3月8日（月）

議 事	委員の意見要旨と議案修正・否決等	採 否
警察官の採用の選考について		
警察本部長から請求のあった20名の警察官の採用選考について審議の結果、全委員異議なく承認。	可 決	
警察職員の採用の選考について		
警察本部長から請求のあった2名の警察職員の採用選考について審議の結果、全委員異議なく承認。	可 決	
職員に関する条例の制定に伴う意見について		
令和3年2月議会に提出された以下の条例案 ① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ② 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、県議会議長から人事委員会の意見を求められているため、回答するもの。 審議の結果、①を適当と認め、②は「一般職の職員の給与の減額措置については、令和2年10月の人事委員会報告においても言及しているところですが、本県の厳しい財政事情等に鑑み実施された経緯があるとはいえ、地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望みます。」との意見を提出することで全委員異議なく承認。	可 決	
「住居手当の運用について」等の一部改正について		
現在押印が必要となっている各手続について、押印を不要とする改正を行うもの。審議の結果、全委員異議なく承認。	可 決	
「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について		
管理職手当の支給区分について、天理署長の管理職手当の区分を2種		

に変更する改正を行うもの。審議の結果、全委員異議なく承認。	可 決
職員の特殊勤務手当が支給される作業基準の変更について	
人事委員会の承認を得て定める基準に該当する作業に限り支給対象と認められる警察職員の特殊勤務手当のうち、警ら用無線自動車運転作業の区分により手当を支給する対象職員を変更をしようとするもの。審議の結果、全委員異議なく了承。	可 決
令和2年度労働安全衛生に関する書面調査の結果について	
労働安全衛生に関する調査結果について、各事業場の長に通知を行うことについて審議。案に一部根拠規定を追加する修正を行い、全委員異議なく承認。	修正可決
不利益処分についての審査請求事案（令和元年度事件番号2）にかかる審議について	
不利益処分についての審査請求事案（令和元年度事件番号2）について審議。継続審議とする。	継続審査